弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規則中一部改正公告

弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規則（規則第百二十二号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十一年九月十七日

日本弁護士連合会

弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規則（規則第百二十二号）中一部改正

弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規則（規則第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号ロ中「市町村であって、当該市町村及び当該市町村に隣接する市町村に法律事務所（弁護士法人の従たる法律事務所であって、弁護士が常駐しないものを除く。当該市町村に隣接する市町村に存在する法律事務所にあっては、当該市町村の役場から三十キロメートル以内の地域にあるものに限る。）」を「簡易裁判所の管轄区域であって、当該地域に法律事務所（弁護士法人の従たる法律事務所であって、弁護士が常駐しないものを除く。）」に改め、同号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　市町村であって、当該地域に法律事務所（弁護士法人の従たる法律事務所であって、弁護士が常駐しないものを除く。）が存在しないもの

第二条第一項第二号ハ及びニ中「、第七条、第十二条」を削り、同項第五号イからハまでの規定中「管内」を削る。

第六条第一項中「管内」を削る。

第七条第一項中「その所属弁護士会又は」を「その所属弁護士会若しくは」に改め、「所属弁護士会が属する弁護士会連合会」の下に「又は将来偏在解消対策地区に定着し、若しくは赴任することにより所属する予定の弁護士会（偏在解消対策地区へ赴任することを意図して常勤スタッフ弁護士に就任することを予定する弁護士にあっては、赴任先として意図する偏在解消対策地区を含む地域の弁護士会をいう。）若しくは当該弁護士会が属する弁護士会連合会」を加える。

第七条第二項第五号、第九条第一項及び第二項第二号、第十条第一項中「管内」を削る。

第十二条第一項中「その所属弁護士会又は」を「その所属弁護士会若しくは」に改め、「所属弁護士会が属する弁護士会連合会」の下に「又は将来偏在解消対策地区に定着し、若しくは赴任することにより所属する予定の弁護士会（偏在解消対策地区へ赴任することを意図して常勤スタッフ弁護士に就任することを予定する弁護士にあっては、赴任先として意図する偏在解消対策地区を含む地域の弁護士会をいう。）若しくは当該弁護士会が属する弁護士会連合会」を加える。

第十二条第二項第三号、第十四条第一項及び第二項並びに第十五条中「管内」を削る。

第十七条第三項第一号ロ中「既でに」を「既に」に改める。

第二十六条第一項中「開設しようとする」の下に「（弁護士が常駐しない法律事務所を弁護士が常駐するものに変更しようとする場合を含む。）」を加える。

附　則

第二条第一項第一号、第二号及び第五号、第六条第一項、第七条第一項及び第二項第五号、第九条第一項及び第二項第二号、第十条、第十一条第一項、第十二条第一項及び第二項第三号、第十四条第一項及び第二項、第十五条、第十七条第三項第一号並びに第二十六条第一項の改正規定は、平成二十一年九月十七日から施行する。

弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規則中一部改正公告

弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規則（平成十九年十二月二十日規則第百二十二号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十一年九月十七日

日本弁護士連合会

弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規則（平成十九年十二月二十日規則第百二十二号）中一部改正

弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規則（平成十九年十二月二十日規則第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　特別独立開業等支援対象地区　次に掲げるものをいう。

イ　管内偏在解消対策地区のうち、「日弁連ひまわり基金」支出に関する規則第二条第一号の「第一種弁護士過疎地域」であって、国選弁護事件、当番弁護事件及び民事法律扶助事件のいずれかについてこれを受任する弁護士が一名以下であるもの

ロ　イに準ずる地域その他弁護士偏在解消のために特別な対策が必要と認められる地域であって、当該地域の属する地域を管轄区域とする地方裁判所に対応する弁護士会又は当該地域の属する地域を管轄区域とする高等裁判所に対応する弁護士会連合会が本支援の対象地区として指定し、本会が当該指定を承認したもの

第二十三条中第三項を削る。

第二十七条第一項中「申出弁護士法人」という。」の下に「以下この条及び第三十条において同じ。」を加える。

第三十四条を第四十条とし、第三十三条を第三十九条とし、第三十二条を第三十八条とし、第三十一条の次に次の六条を加える。

（偏在対応特別独立開業等支援補助金の貸付け）

第三十二条　本会は、特別独立開業等支援対象地区に定着しようとする弁護士（司法修習生又は司法修習生の修習を終えた者であって、特別定着支援対象地区に法律事務所を置いて弁護士登録をしようとするものを含む。以下この条から第三十七条までにおいて同じ。）又は従たる法律事務所（弁護士が常駐しないものを除く。以下「偏在対応特別常駐従事務所」という。）を開設しようとする（弁護士が常駐しない法律事務所を弁護士が常駐するものに変更しようとする場合を含む。）弁護士法人に対し、特別独立開業等支援対象地区における法律事務所の開設及びその運営を支援するため、補助金（以下「偏在対応特別独立開業等支援補助金」という。）を貸し付けることができる。ただし、定着しようとする弁護士が、当該地区に既に法律事務所を設置している弁護士と法律事務所を共にする場合、当該地区に既に法律事務所を設置している弁護士法人の社員又は使用人となる場合及び既に設立された弁護士法人の社員又は使用人となって当該地区に設置された当該弁護士法人の従たる事務所に所属する場合を除く。

2　偏在対応特別独立開業等支援補助金の貸付けは、その対象が弁護士である場合には一人につき一回に限るものとする。

3　偏在対応特別独立開業等支援補助金の額は、六百五十万円を上限とする。

4　偏在対応特別独立開業等支援補助金の貸付けは、無利息とする。

（偏在対応特別独立開業等支援対象としての指定の手続）

第三十三条　前条第一項の貸付けを受けることを申し出る弁護士（以下この条において「申出弁護士等」という。）又は弁護士法人（以下この条及び第三十六条において「申出弁護士法人」という。）は、その法律事務所を開設しようとする特別独立開業等支援対象地区の弁護士会又は当該弁護士会が属する弁護士会連合会に対し、会長が定める事項を記載した申出書を提出しなければならない。

2　前項の申出を受けた弁護士会又は弁護士会連合会は、当該申出が次に掲げる基準に適合するかを審査する。

一　申出弁護士等又は申出弁護士法人の特別独立開業等支援対象地区に法律事務所を開設する計画が具体的なこと。

二　申出弁護士等が特別独立開業等支援対象地区に定着したときは、公益的活動を積極的に受任する旨約していること又は申出弁護士法人が、偏在対応特別常駐従事務所に常駐する弁護士（以下「特別常駐弁護士」という。）に対して、公益的活動を積極的に受任することを義務づける旨約していること。

三　その他当該申出の趣旨が本支援の目的に適合していること。